

まん延防止等重点措置協力金(延長分)

【飲食店等への協力金】

令和4年3月7日(月)～3月21日(月)実施分

一支給要項

【売上高方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年3月22日(火)から5月2日(月)まで

【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年4月1日(金)～5月2日(月)

※ 売上高減少額方式の場合、令和4年3月における申請店舗の飲食事業の売上高が確定している必要がありますので、受付は4月1日(金)からとなります。

I 概要

京都府では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府内の飲食店等の施設(対象施設例は別表1(P8)を参照)に対し、営業時間短縮の要請(以下「時短要請」という。)を行いました。

対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた企業・団体及び個人事業主の皆様に対して「まん延防止等重点措置協力金(延長分)(3/7～3/21実施分)」(以下「協力金」という。)を支給します。

まん延防止等重点措置協力金(延長分)(3/7～3/21実施分)	
対象地域	京都府全域
要請期間	令和4年3月7日(月)～3月21日(月)【15日間】
対象業種	飲食店・遊興施設等(飲食店営業許可等を受けている施設)
要請内容	<p>【京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店(以下「認証店」という。)以外の店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の間の営業を要請 ・酒類提供(※利用者による酒類の店内持込みを含む。以下同じ)は行わないこと <p>【認証店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時(酒類提供は11時～20時30分)の間の営業を要請 <p>※【認証店以外の店舗】と同様の措置を行うことも可とする</p>
対象者	企業・団体、個人事業主(規模の限定なし)
連続要件	要請の協力開始日から3月21日(月)まで連続して要請に応じること
協力金額	令和3年、令和2年又は平成31年の3月の1日当たりの売上高等に応じて支給(詳細はP3「Ⅲ支給額」を参照してください。)
受付期間	<p>【売上高方式を選択する中小企業等】 令和4年3月22日(火)から5月2日(月)まで</p> <p>【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】 令和4年4月1日(金)から5月2日(月)まで</p>

Ⅱ 支給要件

協力金は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」という。)に支給します。

なお、協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1度です。

- 1 **京都府内**において、時短要請を行った令和4年3月4日(金)以前から、対象施設を運営しており、以下のとおり営業していた**企業・団体又は個人事業主**であること。

＜認証店以外の店舗＞ 3月4日(金)以前から、**20時～翌朝5時の間に営業していたこと**

＜認証店※＞ 3月4日(金)以前から、**21時～翌朝5時の間に営業していたこと**

※ 認証店が、認証店以外の店舗と同様の措置を行う場合は、

3月4日(金)以前から、**20時～翌朝5時の間に営業していたこと**

- 2 対象施設に関して、**必要な許認可等(別表2⑪を参照)を取得している者**であること。
- 3 要請期間(令和4年3月7日(月)0時から3月21日(月)24時まで)のうち、**時短要請(酒類提供時間の制限を含む。以下同じ)の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者**であること。

時短要請の協力開始日から令和4年3月21日(月)までの間に、**時短要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。**

準備の都合等、特別な事情があり、3月7日(月)から時短要請に応じることが困難であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じたことが必要です。

- 4 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー又は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。

- 各業種別ガイドライン(内閣官房HP)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 京都府「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(例)(標準的対策)」(京都府HP)

https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/guideline_rei.pdf

- より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)(京都市観光協会HP)

<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>

- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

Ⅲ 支給額

- 売上高や売上高減少額といった指標をもとに、事業規模に応じて支給いたします。
- 中小企業等(注1)は、「1 売上高方式」か「2 売上高減少額方式」を選択できます。
- いわゆる大企業及びみなし大企業(注2)は「2 売上高減少額方式」となります。
 ※ 「1 売上高方式」・「2 売上高減少額方式」の選択に当たっては、「支給額フローチャート」(P13~16)を確認してください。
今回、営業時間の短縮状況等に応じて、フローチャートが異なりますのでご注意ください。
- 申請店舗における飲食事業売上高(宅配・テイクアウトサービスは除く。)をもとに算出した1日当たりの支給額に、時短要請に応じた日数を乗じて算出したものが今回の支給額となります。
 ※定休日等の店休日は、時短要請に応じた日数(協力金の支給対象となる日数)には含みません。

(注1)中小企業等の範囲

原則として中小企業基本法上の中小企業者とします。

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法人」という。)は、下表の主たる業種に応じて、資本金等又は常時使用する従業員の数(※1)のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ大企業となります。

会社法人以外の法人(※2)及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数(※1)の要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ大企業となります。

主たる業種	中小企業者の要件(以下のいずれかを満たすもの)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※1 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や二ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。

※2 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合 等

(注2)みなし大企業

みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している法人

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

Ⓐ 酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までに短縮した場合の支給額

1 売上高方式

令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)(※)を基に算出

(※)1日当たりの売上高=令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高÷31日

①令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、7.5万円以下の場合

協力金支給額 = 1施設(店舗)につき、3万円 × 時短要請に応じた日数

②令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、7.5万円超、25万円以下の場合

協力金支給額 = $\frac{(1 \text{施設(店舗)につき、1日当たりの売上高} \times 0.4 \text{ (千円未満切上げ)}) \times \text{時短要請に応じた日数}}{\text{※ (3.1万円~10万円)}}$

③令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、25万円超の場合

協力金支給額 = 1施設(店舗)につき、10万円 × 時短要請に応じた日数

2 売上高減少額方式

[令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の売上高(消費税及び地方消費税を除く)]から[令和4年の3月における申請店舗の飲食事業の売上高(消費税及び地方消費税を除く)]を引いた、1日当たりの売上高減少額(※)を基に算出

(※)1日当たりの売上高減少額＝
[令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高－令和4年3月の売上高]÷31日

$$\text{協力金支給額} = 1 \text{施設(店舗)につき、1日当たりの売上高減少額} \times 0.4 (\text{※千円未満切上げ、上限20万円}) \times \text{時短要請に応じた日数}$$

⑧ 営業時間を5時から21時(酒類提供は20時30分)までに短縮した場合の支給額(認証店に限る)

1 売上高方式

①令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、83,333円以下の場合

$$\text{協力金支給額} = 1 \text{施設(店舗)につき、2.5万円} \times \text{時短要請に応じた日数}$$

②令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、83,333円超、25万円以下の場合

$$\text{協力金支給額} = \frac{1 \text{施設(店舗)につき、1日当たりの売上高} \times 0.3 (\text{千円未満切上げ})}{\times \text{時短要請に応じた日数}} \times (\text{※} (2.6万円 \sim 7.5万円))$$

③令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高が、25万円超の場合

$$\text{協力金支給額} = 1 \text{施設(店舗)につき、7.5万円} \times \text{時短要請に応じた日数}$$

2 売上高減少額方式

次の①又は②のいずれか低い金額(※)を基に算出

①[令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の売上高(消費税及び地方消費税を除く)]から[令和4年の3月における申請店舗の飲食事業の売上高(消費税及び地方消費税を除く)]を引いた、1日当たりの売上高減少額×0.4

②令和3年、令和2年又は平成31年の3月における申請店舗の飲食事業の1日当たりの売上高(消費税及び地方消費税を除く)×0.3

(※)①(「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高」－「令和4年3月の売上高」)÷31日×0.4

又は
②令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高÷31日×0.3
のいずれか低い金額

$$\text{協力金支給額} = \text{上記金額} (\text{※千円未満切上げ、上限20万円}) \times \text{時短要請に応じた日数}$$

要請期間中に、**①「酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までに短縮した日」と②「営業時間を5時から21時(酒類提供は20時30分)までに短縮した日」がある場合の支給額(認証店に限る)**

①と②の支給額を、それぞれの協力日数で算定した額の合計を支給します。

留意事項

<月別売上高が分からない場合>

令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高の把握が難しいなど特別な事情がある場合においては、理由書(様式4)を提出いただいた上で、令和3年、令和2年又は平成31年の3月を含む連続した1年間の飲食事業売上高をその日数(366日又は365日)で割って得られた値を、1日当たりの売上高と見なすことができます。

なお、次の①②に注意してください。

①帳簿等の売上高に、宅配・テイクアウトサービスなど、店内での飲食事業以外の売上を含む場合売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき、**宅配・テイクアウトサービスなどを除いた、店内での飲食事業の売上高を集計してください。**

会計伝票をまとめて記載している等のやむを得ない場合は、確定申告書の添付書類である法人事業概況説明書「事業形態」欄における「兼業割合」や、令和2年6月以降の連続する任意の1か月以上の期間における売上高に占める飲食事業の比率を使って計算することも可能とします。(その場合、申請書にその計算式を記載した資料を添付してください。)

②売上帳簿等の書類の売上高が、複数店舗の合計売上高である場合

売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき、申請しようとする店舗の売上高を集計してください。

売上帳簿等を調べてもそれが分からない場合は、確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、それをその年の日数(366日又は365日)で割って、1日当たりの売上高と見なすことができます。

<新規開店した場合>

【令和3年3月2日以降に開店した店舗】

①売上高方式の場合は、開店日から令和4年2月28日までの申請店舗の売上高を(営業日数ではなく)各月の日数で割り、1日当たりの売上高を算定することができます。

②売上高減少額方式の場合は、開店日から令和4年2月28日までの申請店舗の売上高を(営業日数ではなく)各月の日数で割った額と、令和4年の3月の売上高を31日で割った額を比較することができます。

【令和2年3月2日以降令和3年3月1日までに開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた店舗】

令和3年3月の売上高を用いることができるほか、令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた旨を理由書(様式4)に記載し、提出いただいた上で、任意の連続した1年間の飲食事業売上高をその日数(365日)で割って得られた値を、1日当たりの売上高と見なすことができます。

<書類の保存について>

上記、1日当たりの売上高の算出に用いた売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などの根拠資料は、後日、調査させていただく場合がありますので、10年間保存しておいてください。

<確定申告を行っていない等の理由で売上高を算定することが困難である場合>

売上高方式において、**確定申告を行っていない等の理由で売上高を算定することが困難である場合は、下記のとおり申請いただくこととなります。**

▶酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までに時短又は休業した場合

⇒ 1日当たりの支給額は**一律3万円**

▶営業時間を5時から21時(酒類提供は20時30分)までに時短した場合(認証店に限る。)

⇒ 1日当たりの支給額は**一律2.5万円**

<売上高方式及び売上高減少額方式の選択について>

売上高方式により申請後、申請を取下げた売上高減少額方式により申請し直すなど、一度選択した方式を変更することはできません。

IV 申請手続等

1 受付期間

【売上高方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年3月22日(火)から5月2日(月)まで

【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年4月1日(金)から5月2日(月)まで

※ 売上高減少額方式の場合、令和4年3月における申請店舗の飲食事業の売上高が確定している必要がありますので、受付は4月1日(金)からとなります。

2 申請方法

(1) WEB申請(できるだけ、WEB申請を御利用ください。)

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin21.html>

(注) 令和4年5月2日(月)23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールがすぐに届きます。

事前に「@mail.itb.com」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。完了通知メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず確認してください。

(2) 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。

〒603-8799

京都北郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

※令和4年5月2日(月)までの消印有効

<郵送申請に当たって>

※ 複数の施設(店舗)を運営している申請者は、取組を行った施設(店舗)分を一括して申請してください。

※ 「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送される前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービス等を御利用ください。

※ 持参による受付、対面での説明は行いませんのでご了承ください。

<注意事項>

※ 申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合や申請書類の一部のみを提出された場合は、申請受付ができません。全ての書類を返却いたしますので、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請の受付を行います。

3 申請書類

別表2・3・4に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却いたしません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

4 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、協力金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を郵送します。

審査の結果、支給要件を満たさず、不支給の決定をしたときは、不支給に関する通知を郵送します。

なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知の再発行は致しません。

V その他

- 1 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は協力金の支給決定を取り消します。この場合、支給した協力金を京都府に返還していただきます。

なお、時短営業等の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、事業者名等を公表し、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

- 2 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組状況の検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 時短営業等に協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称(店舗名等)を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。

VI 本協力金の申請手続きに関するお問い合わせ

協力金コールセンター(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局)

電話番号 075-365-7780 (月～土曜 9:30～17:30 日曜・祝日は休み)

(別表1)対象施設コード

コード	対象施設	カテゴリー
1101	飲食店	飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可等を受けている事業所 ※宅配・テイクアウトサービスは除く
1102	喫茶店(カラオケ喫茶含む)	
1201	キャバレー	遊興施設等 のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている事業所
1202	ナイトクラブ	
1203	ダンスホール	
1204	スナック	
1205	バー	
1206	ダーツバー	
1207	パブ	
1208	サロン	
1209	ホストクラブ	
1210	ディスコ	
1211	出会い系喫茶	
1212	カラオケボックス	
1213	ライブハウス	
1215	結婚式場	
1214	お茶屋(お座敷)	食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けている事業所
1103	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	

※上記以外の施設であっても、施設内で食品衛生法に基づく**飲食店営業又は喫茶店営業の許可等を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて飲食をさせる営業が行われる店舗がある場合は、当該店舗は飲食店に対する協力金の支給対象になります。**

コード	カテゴリー	対象施設
1301	劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
1302	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館
1303	展示場	展示場、多目的ホール
1304	ホテル又は旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る。宿泊客のみに食事の提供を行う場合を除く。)
1305	運動・遊技施設	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場、囲碁・将棋所、テーマパーク、遊園地
1306	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
1307	その他の物品販売業を営む店舗	
1308	その他のサービス業を営む店舗	

(別表2) 申請書類一覧 < 全ての申請者が提出するもの >

⇒ 別途、売上高に応じて「(別表3) 又は (別表4)」の「追加申請書類」が必要です。

申請者に関する書類	①	申請書(様式1) 申請者に関する情報
	②	誓約書(様式2)
	過去に協力金の支給を受けた方で、その申請時に提出されたものから内容に変更がなければ、以下の③～⑥の書類を、省略することができます。 ※口座情報の提出を省略する場合、「京都府緊急事態措置協力金<令和3年2月8日～2月28日実施分>」以降で直近の支給実績のある口座に振り込みます。異なる口座を指定する場合は必ず③④を提出してください。	
	③	支払口座振替依頼書(様式3) ※口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。
	④	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)
	⑤	本人確認書類の写し 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等(いずれか一つ) ※有効期間内のものに限り、前回提出された書類の有効期間が、今回要請期間終了日までに切れる場合は、再提出が必要です。 また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
⑥	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類の写し 【法人】法人税確定申告書別表一(一) 【個人】確定申告書B第一表 ※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限り、 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書(写し)又は法人設立届出書(写し)を提出してください。 ※確定申告書の写しがない場合、令和3年度の住民税申告書等を提出してください。	
施設に関する書類	⑦	申請書(施設に関する情報)(様式1-1) 申請書(支給額計算書)※ ※売上高方式の場合は(様式1-2) 売上高減少額方式の場合は(様式1-3)、 年間売上高(売上高方式)を用いる場合は(様式1-4)、 年間売上高(売上高減少額方式)を用いる場合は(様式1-5)、 新規開店以降の売上高(売上高方式)を用いる場合は(様式1-6) 新規開店以降の売上高(売上高減少額方式)を用いる場合は(様式1-7)
	⑧	理由書(様式4) ※令和3年(3/8～3/22)、令和2年(3/9～3/23)又は平成31年(3/11～3/25)と要請期間の営業日数が異なる場合や、売上高の算定に当たって、令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高の把握が難しいなど特別な事情がある場合は提出してください。
	⑨	営業時間の短縮状況、酒類の提供状況が分かる資料の写し ※お客様へのお知らせの貼紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知等(営業時間短縮の期間、酒類の提供時間、閉店時間がわかるもの) ※認証店において、要請期間中(3/7～3/21)に、①「酒類を提供せず、20時までに時短又は休業」、②「21時(酒類提供は20時30分)までに時短」の両方を行った場合は、①②それぞれの資料の写しを提出してください。
	過去に協力金の支給を受けた方で、その申請時に提出されたものから内容に変更がなければ、以下の⑩～⑭の書類を、省略することができます。	
	⑩	通常(時短対応以前)の営業時間が分かる資料の写し ※営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表等
	⑪	業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可等の許可証(有効期間内のものに限り、) 前回提出された書類の有効期間が、今回要請期間終了日までに切れる場合は、再提出が必要です。
	⑫	施設(店舗)の外観の写真(屋号が分かるもの) ※京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー又は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設(店舗)は、ステッカーが写り込むように撮影してください。
	⑬	施設(店舗)の内観の写真(飲食スペース(机・椅子・メニュー等)の様子が分かるもの)
⑭	直近の月締め帳簿(令和2年11月から令和4年3月までのいずれかの月分) ※1ヶ月間の日毎の売上状況等が確認できる資料(試算表、売上台帳、出納帳等)	

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに⑦～⑭の書類をまとめて提出してください。

(別表3)追加申請書類一覧

次の①②の売上高方式で申請する場合、(別表2)の書類に加え、以下の書類を提出してください。

- ①酒類を提供せず、20時までには時短又は休業し、売上高方式で「3. 1万円/日～」の申請をする場合
- ②21時(酒類提供は20時30分)までに時短し、売上高方式で「2. 6万円/日～」の申請をする場合

申請者に関する書類	A	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>【法人】「法人税確定申告書別表一(一)」に加え 「法人事業概況説明書」(法人名、事業年度、月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</p> <p>【個人】「確定申告書 B 第一表」に加え 「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」(氏名、対象年度、収入金額がわかるもの)</p> <p>※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。</p> <p>※売上高方式において、確定申告を行っていない等の理由で売上高を算定することが困難である場合は、下記のとおり申請いただくことになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶酒類を提供せず、営業時間を5時から20時までに短縮又は休業した場合 ⇒ 1日当たりの支給額は一律3万円 ▶営業時間を5時から21時(酒類提供は20時30分)までに短縮した場合(認証店に限る。) ⇒ 1日当たりの支給額は一律2. 5万円
施設に関する書類	B	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。 年間売上高を用いる場合は1年分、新規開店者は開店日から令和4年2月28日までの期間について提出してください。</p> <p>※店舗別に飲食事業と他の事業(宅配・テイクアウトなど)の売上を分けて記載してください。</p> <p>※確定申告書類の事業年度と同じ時期の売上帳簿等の写しを提出してください。 (平成31年の3月を含む事業年度の確定申告書類の写しを提出する場合は、平成31年3月の売上帳簿等の写しを提出いただくことになります。)</p>

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに別表2の⑦～⑭に加えてBの書類をまとめて提出してください。

(別表4)追加申請書類一覧

売上高減少額方式で申請する場合、(別表2)の書類に加え、以下の書類を提出してください。

申請者に関する書類	A	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p> <p>【法人】「法人税確定申告書別表一(一)」に加え 「法人事業概況説明書」(月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</p> <p>【個人】「確定申告書 B 第一表」に加え 「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」</p> <p>※税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。</p>
施設に関する書類	B	<p>令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。 年間売上高を用いる場合は1年分、新規開店者は開店日から令和4年2月28日までの期間について提出してください。</p> <p>※店舗別に飲食事業と他の事業(宅配・テイクアウトなど)の売上を分けて記載してください。</p> <p>※確定申告書類の事業年度と同じ時期の売上帳簿等の写しを提出してください。 (平成31年の3月を含む事業年度の確定申告書類の写しを提出する場合は、平成31年3月の売上帳簿等の写しを提出いただくことになります。)</p>
施設に関する書類	C	<p>令和4年(2022年)の3月の売上帳簿等の写し(※)</p> <p>※例えば、試算表、売上台帳、出納帳等を提出してください。</p> <p>※店舗別の飲食事業と他の事業の売上を分けて記載いただく必要があります。</p>

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設(店舗)を申請する場合は、店舗ごとに別表2の⑦～⑭に加えてB～Cの書類をまとめて提出してください。

注意 時短営業等の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

営業時間・支給額対応表

通常の 営業終了時間		認証の有無	短縮後の営業時間(以下、時短営業という。)等		
			5時～20時 酒類提供なし	5時～20時 酒類提供あり	5時～21時 酒類提供あり
21時超 (例:22時閉店)	認証店	②	①	①	②
	非認証店	③	×	×	③
20時超～21時 (例:20:30閉店、 21時閉店)	認証店	②	×	×	②
	非認証店	③	×	×	③
20時以前 (例:19時閉店、 20時閉店)	認証店	支給対象外(営業時間の短縮要請の対象外のため)			
	非認証店				
		協力の額		要請内容	
支給日額 (売上高方式)	認証店	①	2.5万円～7.5万円/日	5時～21時(酒類提供11時～20時30分)	
	非認証店	②	3万円～10万円/日	5時～20時(酒類提供なし)	
		③	3万円～10万円/日	5時～20時(酒類提供なし)	
支給日額 (売上高減少額方式)	認証店	①	上限20万円/日	5時～21時(酒類提供11時～20時30分)	
	非認証店	②		5時～20時(酒類提供なし)	
		③		5時～20時(酒類提供なし)	
		×	要請に応じていない。		
支給対象外		<p>×^(注) 通常営業が21時以前の店舗は、酒類を提供する場合、協力の支給対象にはなりません。 ただし、認証店において、要請期間中に「②酒類を提供せず20時まで に時短した日」と、「×^(注)酒類を提供し、21時までに営業終了した日」 が混在する場合は、②の協力日数分の協力の額が支給されます。 (支給要件のうち、連続要件は途切れません。)</p>			

支給額フローチャートについて

下表に基づき、営業時間の短縮状況等に応じて、次ページ以降に掲載する「支給額フローチャート」を参照してください。

営業時間の短縮状況等	使用するフローチャート	該当ページ
酒類を提供せず、20時までには時短又は休業した場合	支給額フローチャート【A】	14ページ
21時（酒類提供は20時30分）までに時短した場合 (<u>認証店に限る</u>)	支給額フローチャート【B】	15ページ
「酒類を提供せず、20時までには時短又は休業」した日 と「21時（酒類提供は20時30分）までに時短」した日 が混在する場合(<u>認証店に限る</u>)	支給額フローチャート【C】	16ページ

支給額フローチャート【A】

酒類を提供せず、20時までには休業又は休業した場合

中小企業か	
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)	
主たる業種	資本金の額又は出資の総額
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
その他の業種	3億円以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと	

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか
① 7.5万円以下
② 7.5万円超、25万円以下
③ 25万円超

①

③

②

いいえ

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円以下か

はい

いいえ

支給額	
3万円/日	【1】 支給額計算書は、様式1-2(P29)の上段を使用してください。

売上高に応じて 3.1~10万円/日	【2】 支給額計算書は、様式1-2(P29)の下段、様式1-4(P31)又は様式1-6(P33)を使用してください。
10万円/日	

売上高減少額に応じて 10.1~20万円/日	【3】 支給額計算書は、様式1-3(P30)、様式1-5(P32)又は様式1-7(P34)を使用してください。
売上高減少額に応じて 0~20万円/日	

(注) 1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。
なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

支給額フローチャート【B】21時（酒類提供は20時30分）までに時短した場合（認証店に限る）

中小企業か	
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)	
主たる業種	資本金の額又は出資の総額
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
その他の業種	3億円以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと	

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか
① 83,333円以下
② 83,333円超、25万円以下
③ 25万円超

③

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が18.75万円以下か

はい

いいえ

支給額	
2.5万円/日	【1】 支給額計算書は、様式1-2(P29)の上段を使用してください。

①

売上高に応じて 2.6~7.5万円/日	【2】 支給額計算書は、様式1-2(P29)の下段、様式1-4(P31)又は様式1-6(P33)を使用してください。
7.5万円/日	

②

売上高や売上高減少額に応じて 7.6~20万円/日	【3】 支給額計算書は、様式1-3(P30)、様式1-5(P32)又は様式1-7(P34)を使用してください。
売上高や売上高減少額に応じて 0~20万円/日	

(注) 1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。
なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

いいえ

支給額フローチャート【C】20時までと21時までの時短営業が混在する場合（認証店に限る）

中小企業か	
中小企業者の要件 (会社法人については以下のいずれかを満たすもの)	
主たる業種	資本金の額又は出資の総額
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下
サービス業(カラオケ店、宿泊業等)	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
その他の業種	3億円以下
※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと	
常時使用する従業員の数	50人以下
	100人以下
	100人以下
	300人以下

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか
① 7.5万円以下
② 7.5万円超、25万円以下
③ 25万円超

③

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が
④ 18.75万円以下の場合
⑤ 25万円以上の場合
【18.75万円超25万円未満の場合】 【2】売上高方式と【3】売上高減少額方式の金額をそれぞれ計算して比較してください。

支給額	【1】
	支給額計算書は、様式1-2(P29)の上段を使用してください。
2.5万円/日 又は 3万円/日	

①

②

支給額	【2】
	支給額計算書は、様式1-2(P29)の下段、様式1-4(P31)又は様式1-6(P33)を使用してください。
売上高に応じて 2.5~10万円/日	
A: 10万円/日 又は B: 7.5万円/日	

④

⑤

支給額	【3】
	支給額計算書は、様式1-3(P30)、様式1-5(P32)又は様式1-7(P34)を使用してください。
売上高や売上高減少額に応じて 7.6~20万円/日	
売上高や売上高減少額に応じて 0~20万円/日	

いいえ

(注)
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。

なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

記入例

申請書（申請者に関する情報）協力金 3/7～3/21

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和4年 ● 月 ● 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 (※いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> みなし大企業 <input checked="" type="checkbox"/> 中小企業等 (※いずれかにチェック)
フリガナ	カブシキカイシャ ○○○○○○○○○	
法人名	株式会社 ○○○○○	
フリガナ	○○○○○○○	
【法人】代表者 役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役社長 ○○○○	
法人代表者・個人 生年月日	S:昭和 H:平成 35 年 2 月 1 日	
申請者に関する情報	〒 0 0 0 0 0 0 0 0	京都 都・道・府 県 ○○ 市・区・町・村
	【法人】所在地 【個人】自宅住所 ○○町11-11 ○○ビル3階 ※番地や建物名まで記載してください	
電話番号	075-○○○-○○○○	担当者名 ○○○○
担当者電話番号	075-○○○-△△△△	連絡先 メールアドレス aaaaaa@aaaaaaaa.co.jp
常時使用する 従業員数(人)	25 人	資本金額※ 10,000,000 円
法人番号※	99999999999999	

※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数	2	店舗
---------	---	----

※様式1-1に施設ごとの情報を記載してください。

法人名又は 個人事業主名	株式会社 ○○○○	記入例
-----------------	-----------	-----

令和3年2月8日以降に実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る措置に対する協力金について、該当するものにチェックしてください。	施設番号 (4から始まる7桁の番号)
<input checked="" type="checkbox"/> 本施設について、申請したことがある。【施設番号を記載してください】→	4 0 0 0 0 0 0
<input type="checkbox"/> 本施設について、申請していない。	

フリガナ							
施設名称 (店舗名等)	レストラン△△△△						
営業許可番号	京保セ第○○○号	営業許可証の有効期限	(元号) 令和○年○月○日				
所在地	〒 00000000	京都府	施設コード (P8参照)	1	1	0	1
	○○市○○町○○番地 ○○○ビル○階101		飲食店				
施設電話番号	000-000-0000						

認証番号は、京都府ホームページ
(https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdnjinsho.html)でも確認できます。

認証ステッカー送付時の知事名の通知
(見本はP25を参照)を確認してください。
なお、通知の添付は不要です。

時短要請の対応状況					
京都府新型コロナウイルス感染防止対策 認証制度の認証の有無 (どちらかにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 認証あり <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">認証番号</td> <td style="text-align: center;">○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認証日</td> <td style="text-align: center;">令和○年○月○日</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 認証なし	認証番号	○○○○○○○	認証日	令和○年○月○日
認証番号	○○○○○○○				
認証日	令和○年○月○日				

時短要請に協力した日数及び営業時間																	
令和4年	3月														協力日数		
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		21	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
酒類提供せず20時まで時短又は休業した場合	○	○	○	定	○			○	○	○	定	○			定	8 日	A
21時まで時短した場合 (酒提供は11:00～20:30)							○	○						○	○	4 日	B

時短要請に応じた日は、該当する協力パターンに「○」をつけてください。定休日等の店休日は、「定」を記入してください。支給対象とならない営業日は空欄にしてください。
「営業時間・支給額対応表(P.12)」及び「よくある質問と回答(P.39、40)」を参照してください。

令和3年(3/8～3/22)、令和2年(3/9～3/23)又は平成31年(3/11～3/25)の営業日数等
 いずれかの年を選択し、営業日数の実績を記載してください。

↓選択してください	3月														営業日数		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月	
<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	定	○	○	12 日
<input type="checkbox"/> 令和2年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
<input type="checkbox"/> 平成31年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		

定休曜日	通常の営業時間
祝日、木曜日	11:00～23:00

令和4年3月7日(月)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。

記載欄	
-----	--

令和3年(3/8～3/22)、令和2年(3/9～3/23)又は平成31年(3/11～3/25)と要請期間の営業日数が異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。

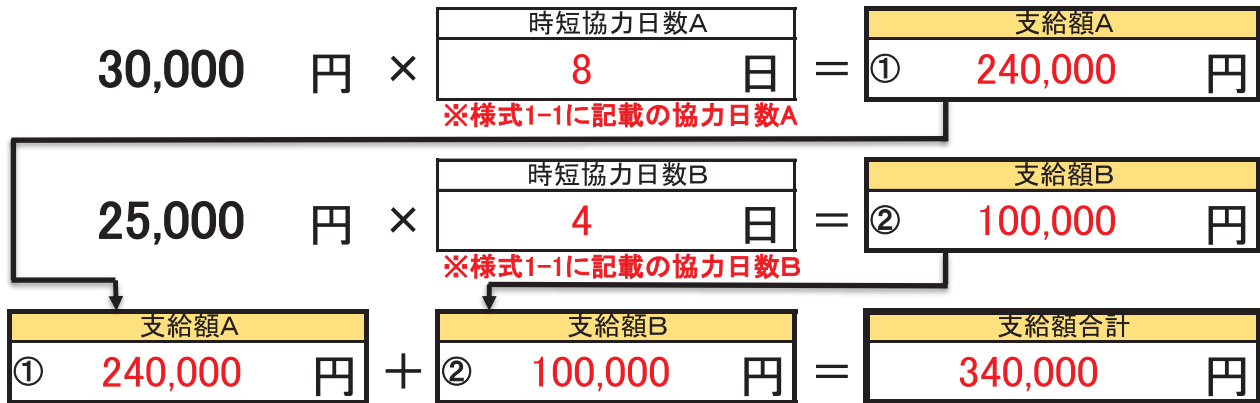
理由書(様式4)を提出します。

【注意】 複数施設(店舗)を申請する場合、様式1-1をコピーして各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入してください。添付書類(「別表2」⑦～⑭)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。「○○屋四条店」など、どの施設(店舗)か分かるように記載してください。

「支給額フローチャート」【1】の場合（売上高方式の下限額）

記入例

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。



☑ 上記内容で申請します。

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

H31又はR2又はR3年の3月の売上高計

2,500,000 円

÷ 31 日

①

80,645 円

H31又はR2又はR3年の3月の1日当たり売上高

※「支給額フローチャート」の①~③にあてはめて確認してください。

①で算出された売上高

×

0.4 =

千円未満切り上げ前の支給単価A
32,259 円

千円未満切り上

1日当たり支給単価A
② 33,000 円

※最大10万円

1日当たり支給単価A
② 33,000 円

※様式1-1に記載の協力日数A

時短協力日数A
8 日

支給額A
③ 264,000 円

①で算出された売上高

×

0.3 =

千円未満切り上げ前の支給単価B
24,194 円

千円未満切り上

1日当たり支給単価B
④ 25,000 円

※最大7.5万円
※下限2.5万円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

1日当たり支給単価B
④ 25,000 円

※様式1-1に記載の協力日数B

時短協力日数B
4 日

支給額B
⑤ 100,000 円

支給額A
③ 264,000 円

支給額B
⑤ 100,000 円

支給額合計
364,000 円

☑ 上記内容で申請します。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

記入例

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定し

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

H31又はR2又はR3年の3月の売上高	R4年3月の売上高計	R4年3月の売上高減少額
① 12,345,678 円	2,222,222 円	② 10,123,456 円

R4年3月の売上高減少額	R4年3月の1日当たり売上高減少額
② 10,123,456 円	③ 326,563 円

③で算出された売上高減少額	千円未満切上げ前の支給単価A	千円未満切上	1日当たり支給単価A
× 0.4 =	130,626 円		④ 131,000 円

※最大20万円

1日当たり支給単価A	※様式1-1に記載の協力日数A	時短協力日数A	支給額A
④ 131,000 円	×	8 日	⑤ 1,048,000 円

H31又はR2又はR3年の3月の売上高	H31又はR2又はR3年の3月の1日当たり売上高
① 12,345,678 円	⑥ 398,248 円

⑥で算出された売上高	千円未満切上げ前の支給単価	千円未満切上	1日当たり支給単価
× 0.3 =	119,475 円		⑦ 120,000 円

④又は⑦のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B	※様式1-1に記載の協力日数B	時短協力日数B	支給額B
120,000 円	×	4 日	⑧ 480,000 円

支給額A	+	支給額B	=	支給額合計
⑤ 1,048,000 円		⑧ 480,000 円		1,528,000 円

上記内容で申請します。

令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた場合や、月別売上高が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

記入例

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

H31～R3年の連続した1年間の年間売上高計
60,000,000 円

365日
366日

H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高
① 164,384 円

※「支給額フローチャート」の①～③にあてはめて確認してください。

①で算出された売上高

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A
65,754 円

千円未満切上

1日当たり支給単価A
② 66,000 円

※最大10万円

1日当たり支給単価A
② 66,000 円

※様式1-1に記載の協力日数A

時短協力日数A
8 日

支給額A
③ 528,000 円

①で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価B
49,316 円

千円未満切上

1日当たり支給単価B
④ 50,000 円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

※最大7.5万円
※下限2.5万円

1日当たり支給単価B
④ 50,000 円

※様式1-1に記載の協力日数B

時短協力日数B
4 日

支給額B
⑤ 200,000 円

支給額A
③ 528,000 円

支給額B
⑤ 200,000 円

支給額合計
728,000 円

上記内容で申請します。

令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた場合や、月別売上が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

記入例

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

H31～R3年の連続した1年間の年間売上高計	365日	H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高
120,000,000 円	÷ 366日	① 327,869 円

R4年3月の売上高	R4年3月の1日当たり売上高
1,000,000 円	÷ 31日 = ② 32,258 円

H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高	R4年3月の1日当たり売上高	R4年3月の1日当たり売上高減少額
① 327,869 円	② 32,258 円	= ③ 295,611 円

③で算出された売上高減少額	× 0.4 =	千円未満切上げ前の支給単価A	千円未満切上	1日当たり支給単価A
		118,245 円		④ 119,000 円

※最大20万円

1日当たり支給単価A	※様式1-1に記載の協力日数A	支給額A
④ 119,000 円	時短協力日数A 8日	× = ⑤ 952,000 円

①で算出された売上高	× 0.3 =	千円未満切上げ前の支給単価	千円未満切上	1日当たり支給単価
		98,361 円		⑥ 99,000 円

④又は⑥のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B	※様式1-1に記載の協力日数B	支給額B
99,000 円	時短協力日数B 4日	× = ⑦ 396,000 円

支給額A	+	支給額B	=	支給額合計
⑤ 952,000 円		⑦ 396,000 円		1,348,000 円

上記内容で申請します。

令和3年3月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月28日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 3年 4月 1日

記入例

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

※開店日から令和4年2月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年2月末までの売上高

①の日数※

開店日以降の1日当たり売上高

① 45,000,000 円

334 日

= ② 134,731 円

※「支給額フローチャート」の①～③にあてはめて確認してください。

②で算出された売上高

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A
53,893 円

千円未満切上

1日当たり支給単価A
③ 54,000 円

※最大10万円

※様式1-1に記載の協力日数A

1日当たり支給単価A
③ 54,000 円

×

時短協力日数A
8 日

=

支給額A
④ 432,000 円

②で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価B
40,420 円

千円未満切上

1日当たり支給単価B
⑤ 41,000 円

※最大7.5万円
※下限2.5万円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

※様式1-1に記載の協力日数B

1日当たり支給単価B
⑤ 41,000 円

×

時短協力日数B
4 日

=

支給額B
⑥ 164,000 円

支給額A
④ 432,000 円

+

支給額B
⑥ 164,000 円

=

支給額合計
596,000 円

上記内容で申請します。

令和3年3月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月28日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 3年 4月 1日

記入例

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

※開店日から令和4年2月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年2月末までの売上高

①の日数※

開店日以降の1日当たり売上高

① 100,000,000 円 ÷ ① 334 日 = ② 299,401 円

R4年3月の売上高

1,000,000 円

÷ 31 日 =

R4年3月の1日当たり売上高

③ 32,258 円

開店日以降の1日当たり売上高

② 299,401 円

R4年3月の1日当たり売上高

③ 32,258 円

−

R4年3月の1日当たり売上高減少額

= ④ 267,143 円

④で算出された売上高減少額

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A

106,858 円

千円未満切上

1日当たり支給単価A

⑤ 107,000 円

※最大20万円

1日当たり支給単価A

⑤ 107,000 円

×

※様式1-1に記載の協力日数A

時短協力日数A

8 日

=

支給額A

⑥ 856,000 円

②で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価

89,821 円

千円未満切上

1日当たり支給単価

⑦ 90,000 円

⑤又は⑦のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B

90,000 円

×

※様式1-1に記載の協力日数B

時短協力日数B

4 日

=

支給額B

⑧ 360,000 円

支給額A

⑥ 856,000 円

+

支給額B

⑧ 360,000 円

=

支給額合計

1,216,000 円

上記内容で申請します。

【見本】認証ステッカー送付時の通知

※添付は不要

飲食店事業者 様

認証日は、ここに記載
されている日付を転記
してください。

令和〇年〇月〇日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 に係る認証の決定について

申請のあった下記の施設について、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店として認証しましたので、通知します。

つきましては、別添の認証ステッカーを交付しますので、認証施設において利用者の見やすい場所に掲示されるようお願いいたします。

記

認証番号は、ここに記載
されている6桁の番号を
転記してください。

認証番号	〇〇〇〇〇〇
店舗名	レストラン△△△△
店舗所在地	京都府

(留意事項)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、認証基準が更新されることがありますので、その際は新たな基準に沿った対策をお願いします。（必要に応じて訪問調査を行います。）
- ・ 認証された施設において新型コロナウイルス感染症の集団発生があった場合など、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検する必要があると認める場合、訪問調査等を行います。
- ・ 認証後、認証基準に定めた感染防止対策が実施されていないことが判明した場合のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮等の要請に反していることが判明した場合など、必要と認める場合に、認証の効力を一時的に休止したり、認証を取り消すことがあります。

申請書（申請者に関する情報）協力金 3/7～3/21

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和4年 月 日

受付番号 ※

※受付番号は、記入しないでください。

申請者に関する情報	申請区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 (※いずれかにチェック)		<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> みなし大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業等 (※いずれかにチェック)		
	フリガナ					
	法人名					
	フリガナ					
	【法人】代表者 役職・氏名 【個人】氏名					
	法人代表者・個人 生年月日	S:昭和	H:平成	年	月	日
		〒				都・道・府・県
						市・区・町・村
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	※番地や建物名まで記載してください				
	電話番号			担当者名		
担当者電話番号			連絡先 メールアドレス			
常時使用する 従業員数(人)			人	資本金額※	円	
法人番号※						

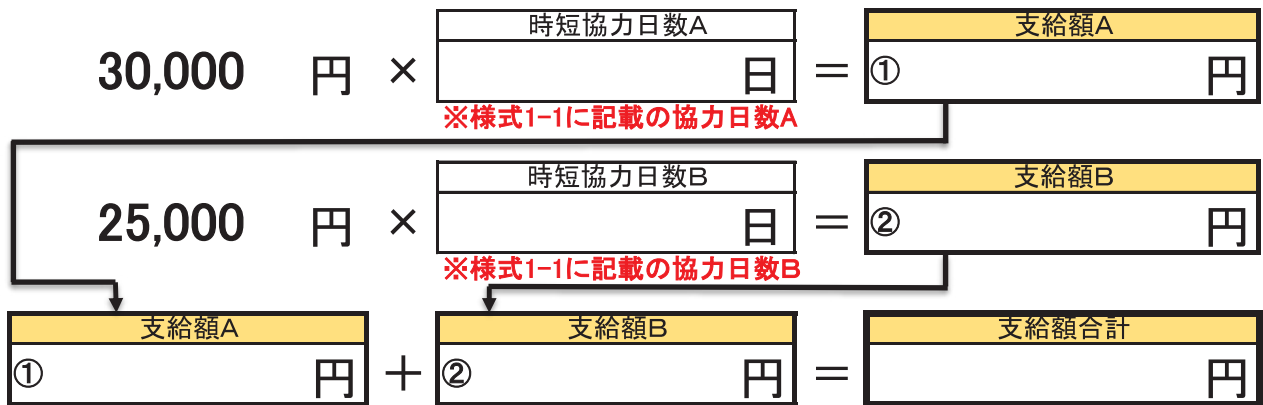
※資本金額及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

申請する店舗数		店舗
---------	--	----

※様式1-1に施設ごとの情報を記載してください。

「支給額フローチャート」【1】の場合（売上高方式の下限額）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

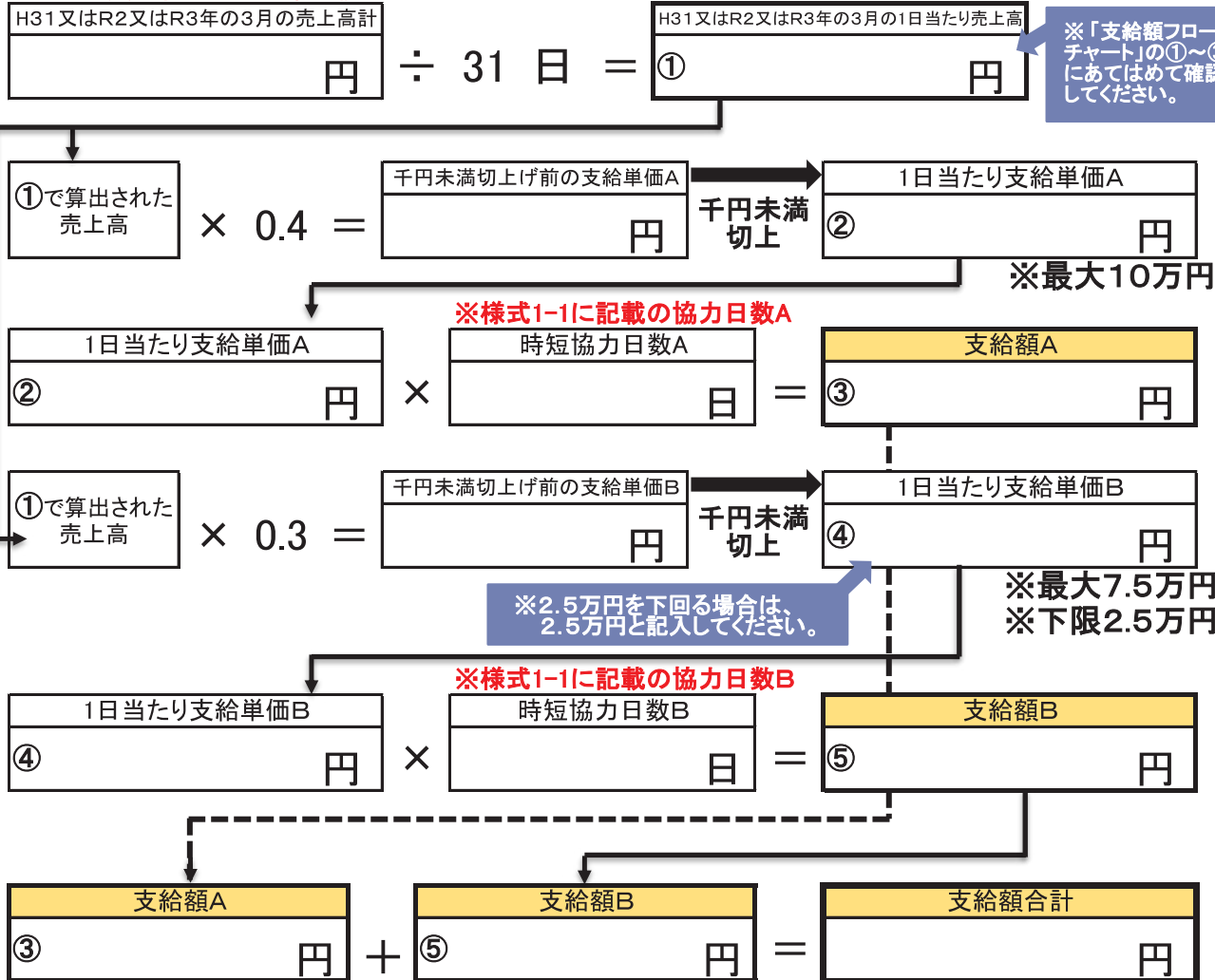


上記内容で申請します。

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）



上記内容で申請します。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高(税抜き)

H31又はR2又はR3年の3月の売上高 ①	R4年3月の売上高計	R4年3月の売上高減少額 ②
円	円	円

R4年3月の売上高減少額 ②	÷ 31 日 =	R4年3月の1日当たり売上高減少額 ③
円		円

③で算出された 売上高減少額 × 0.4 =	千円未満切上げ前の支給単価A 千円未満切上	1日当たり支給単価A ④
	円	円

※最大20万円

1日当たり支給単価A ④	× ※様式1-1に記載の協力日数A 時短協力日数A	= 支給額A ⑤
円	日	円

H31又はR2又はR3年の3月の売上高 ①	÷ 31 日 =	H31又はR2又はR3年の3月の1日当たり売上高 ⑥
円		円

⑥で算出された 売上高 × 0.3 =	千円未満切上げ前の支給単価 千円未満切上	1日当たり支給単価 ⑦
	円	円

④又は⑦のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B 円	× ※様式1-1に記載の協力日数B 時短協力日数B	= 支給額B ⑧
円	日	円

支給額A ⑤	+ 支給額B ⑧	= 支給額合計
円	円	円

上記内容で申請します。

令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた場合や、月別売上高が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

H31～R3年の連続した1年間の年間売上高計

円

÷ 365日 = ①

÷ 366日 = ①

H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高

円

※「支給額フローチャート」の①～③にあてはめて確認してください。

①で算出された売上高

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A

円

千円未満切上

1日当たり支給単価A

円

※最大10万円

1日当たり支給単価A

円

※様式1-1に記載の協力日数A

時短協力日数A

日

支給額A

円

①で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価B

円

千円未満切上

1日当たり支給単価B

円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

※最大7.5万円
※下限2.5万円

1日当たり支給単価B

円

※様式1-1に記載の協力日数B

時短協力日数B

日

支給額B

円

支給額A

円

+

支給額B

円

=

支給額合計

円

上記内容で申請します。

令和2年3月2日以降に開店し、令和3年3月に時短要請に応じていた場合や、月別売上高が分からない場合など、年間売上高を用いて申請することもできます。

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き） いずれかに○をつけてください。（令和2年2月29日が含まれる場合は366日）

H31～R3年の連続した1年間の年間売上高計 円 ÷ 365日 366日 = ① 円

H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高 円

R4年3月の売上高 円 ÷ 31日 = ② 円

R4年3月の1日当たり売上高 円

① 円 - ② 円 = ③ 円

H31又はR2又はR3年の1日当たり売上高 円

R4年3月の1日当たり売上高 円

R4年3月の1日当たり売上高減少額 円

③で算出された売上高減少額 × 0.4 = 円

千円未満切上げ前の支給単価A 円

千円未満切上 → 1日当たり支給単価A ④ 円

※最大20万円

※様式1-1に記載の協力日数A

1日当たり支給単価A ④ 円 × 時短協力日数A 日 = ⑤ 円

支給額A 円

①で算出された売上高 × 0.3 = 円

千円未満切上げ前の支給単価 円

千円未満切上 → 1日当たり支給単価 ⑥ 円

④又は⑥のいずれか低い単価

※様式1-1に記載の協力日数B

1日当たり支給単価B 円 × 時短協力日数B 日 = ⑦ 円

支給額B 円

⑤ 円 + ⑦ 円 = 支給額合計 円

支給額A 円

支給額B 円

上記内容で申請します。

令和3年3月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月28日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

「支給額フローチャート」【2】の場合（売上高方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

※開店日から令和4年2月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年2月末までの売上高

①の日数※

開店日以降の1日当たり売上高

① 円 ÷ 日 = ② 円

※「支給額フローチャート」の①～③にあてはめて確認してください。

②で算出された売上高

× 0.4 =

千円未満切上げ前の支給単価A
円

千円未満切上

1日当たり支給単価A
③ 円

※最大10万円

※様式1-1に記載の協力日数A

1日当たり支給単価A
③ 円

×

時短協力日数A
日

支給額A
④ 円

②で算出された売上高

× 0.3 =

千円未満切上げ前の支給単価B
円

千円未満切上

1日当たり支給単価B
⑤ 円

※最大7.5万円
※下限2.5万円

※2.5万円を下回る場合は、2.5万円と記入してください。

※様式1-1に記載の協力日数B

1日当たり支給単価B
⑤ 円

×

時短協力日数B
日

支給額B
⑥ 円

支給額A
④ 円

+

支給額B
⑥ 円

支給額合計
円

上記内容で申請します。

令和3年3月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和4年2月28日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

「支給額フローチャート」【3】の場合（売上高減少額方式）

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※店内飲食事業の売上高（税抜き）

※開店日から令和4年2月末までの日数を記入してください。

開店日から令和4年2月末までの売上高
① 円 ÷ ①の日数※ 日 = ② 円

開店日以降の1日当たり売上高

R4年3月の売上高 円 ÷ 31 日 = ③ R4年3月の1日当たり売上高 円

開店日以降の1日当たり売上高 ② 円 - R4年3月の1日当たり売上高 ③ 円 = R4年3月の1日当たり売上高減少額 ④ 円

④で算出された売上高減少額 × 0.4 = 千円未満切上げ前の支給単価A 円 → 千円未満切上 → 1日当たり支給単価A ⑤ 円 ※最大20万円

1日当たり支給単価A ⑤ 円 × ※様式1-1に記載の協力日数A 時短協力日数A 日 = 支給額A ⑥ 円

②で算出された売上高 × 0.3 = 千円未満切上げ前の支給単価 円 → 千円未満切上 → 1日当たり支給単価 ⑦ 円

⑤又は⑦のいずれか低い単価

1日当たり支給単価B 円 × ※様式1-1に記載の協力日数B 時短協力日数B 日 = 支給額B ⑧ 円

支給額A ⑥ 円 + 支給額B ⑧ 円 = 支給額合計 円

上記内容で申請します。

誓約書

私は、京都府が要請した飲食店等に対する営業時間短縮について、まん延防止等重点措置協力金(延長分)(令和4年3月7日～3月21日実施分)の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 本支給要項のⅡに定める支給要件を満たしていることを誓約します。
- ・ 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー又は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進事業所ステッカーの交付を受けているか、次のいずれかのガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。
 - 各業種別ガイドライン
 - 京都府「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(例)(標準的対策)」
 - より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)
- ・ 協力金の支給決定後、支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないこと又は支給額が過大であったことが発覚した場合は、協力金を返還します。
- ・ 令和4年1月27日～3月6日実施分の措置に対する協力金を受給した場合で、事後に支給要件を満たさないこと又は支給額が過大であったことが発覚し、受給した協力金を返還すべき事由が生じた場合は、当該返還すべき額を今回申請の協力金の支給額から差し引かれることに同意します。
- ・ 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 本協力金の申請書に記載した施設名称(店舗名等)を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- ・ 協力金事業を共同で実施する市町村との間で、情報が共有されることに同意します。
- ・ 本協力金の審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・ 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供されることに同意します。
- ・ 京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・ 京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・ 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和4年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください(法人の場合は、代表者の記名押印でも可)。

◆支援情報に関するお知らせについて(意向確認)

京都府や他の行政機関等から支援情報(補助金等の情報)を送付することを希望しますか。
希望される場合は、関係部署から支援情報を周知したい旨の依頼があった際に、支援情報の送付に必要な情報を共有させていただきます。
なお、希望しない場合であっても、本協力金の審査に影響はありません。

- 希望する(関係部署に対して、支援情報の送付に必要な情報を共有することに同意する)
- 希望しない

支払口座振替依頼書

令和4年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

まん延防止等重点措置協力金(延長分)(令和4年3月7日～3月21日実施分)について、審査の結果、適正と認められ、支給を決定したときは、下の口座に協力金をお支払ください。

【申請者】

法人所在地又は個人自宅住所
〒

法人名(法人のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店								
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)		
1 普通・2 当座										

ゆうちょ銀行希望の場合	通帳記号						
	口座種別	1 普通・2 当座					
	通帳番号						
口座名義 (カタカナ)							

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

注2) 上記口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料(通帳の表紙裏(口座名義がカタカナで記載されているページ)など)の写しを添付してください。

注3) 口座名義は、口座振込に使用できるカタカナの名義を正確に記載してください。(屋号・店舗名の有無、スペースの有無、法人格の省略など、一部でも誤りがある場合は振込ができません)

【屋号が入る場合の例】 ○○亭 京都太郎 → ○○テイ キョウトタロウ

【法人格の省略例】 株式会社○○産業 → カ)○○サンギョウ

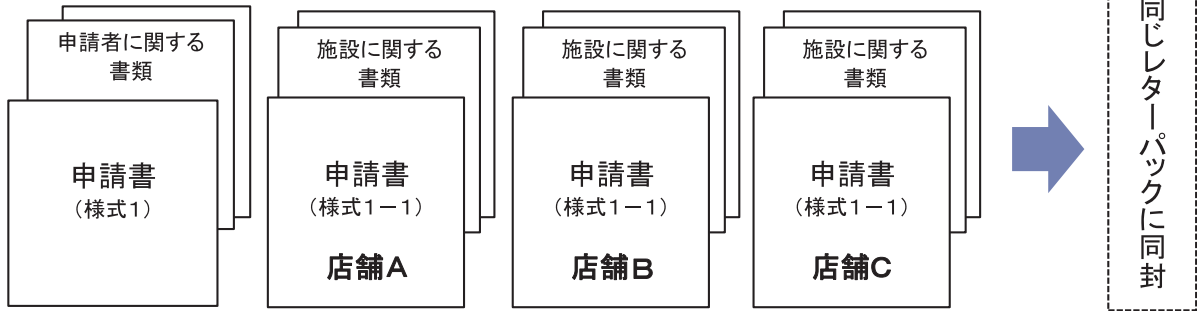
提出書類チェックリスト

(書類不備や記入もれがある場合、審査が遅れることがあります。)

	確認	申請書類(共通) (詳細は9ページ「別表2」をご覧ください。)
申請者に関する書類	①	申請書(様式1) 申請者に関する情報
	②	誓約書(様式2)
		過去に協力金の支給を受けた方で、その申請時に提出されたものから内容に変更がなければ、以下の③～⑥の書類を、省略することができます。 ※口座情報の提出を省略する場合、「京都府緊急事態措置協力金<令和3年2月8日～2月28日実施分>」以降で直近の支給実績のある口座に振り込みます。異なる口座を指定する場合は必ず③④を提出してください。
	③	支払口座振替依頼書(様式3) ※口座名義(カタカナ)は正確に記載してください。
	④	口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳コピーなど)
	⑤	本人確認書類の写し(運転免許証など) ※有効期限内のものに限ります。
	⑥	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類の写し
施設に関する書類	⑦	申請書(施設に関する情報)(様式1-1) 申請書(支給額計算書)※ ※売上高方式の場合は(様式1-2)、売上高減少額方式の場合は(様式1-3)、 年間売上高(売上高方式)を用いる場合は(様式1-4)、 年間売上高(売上高減少額方式)を用いる場合は(様式1-5)、 新規開店以降の売上高(売上高方式)を用いる場合は(様式1-6) 新規開店以降の売上高(売上高減少額方式)を用いる場合は(様式1-7)
	⑧	理由書(様式4) ※令和3年(3/8～3/22)、令和2年(3/9～3/23)又は平成31年(3/11～3/25)と要請期間の営業日数が異なる場合や、売上高の算定に当たって、令和3年、令和2年又は平成31年の3月の売上高の把握が難しいなど特別な事情がある場合は提出してください。
	⑨	営業時間の短縮状況、酒類の提供状況が分かる資料の写し
		過去に協力金の支給を受けた方で、その申請時に提出されたものから内容に変更がなければ、以下の⑩～⑭の書類を、省略することができます。
	⑩	通常の営業時間が分かる資料の写し
	⑪	飲食店営業許可、喫茶店営業許可等の許可証の写し
	⑫	施設(店舗)の外観の写真(屋号が分かるもの)
	⑬	施設(店舗)の内観の写真(飲食スペース(机・椅子・メニュー等)の様子が分かるもの)
	⑭	直近の月締め帳簿(令和2年11月から令和4年3月までのいずれかの月分)
	確認	【追加書類】次の①②の売上高方式で申請する場合 ①酒類を提供せず、20時までには短し、売上高方式で「3. 1万円/日～」の申請をする場合 ②21時(酒類提供は20時30分)までには短し、売上高方式で「2. 6万円/日～」の申請をする場合 (詳細は10ページ「別表3」をご覧ください)
申請者に関する書類	A	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類等の写し 【法人】「法人事業概況説明書」(法人名、事業年度、月別売上高、兼業割合) 【個人】「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」(氏名、対象年度、収入金額)
施設に関する書類	B	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月の売上帳簿等の写し
		【追加書類】売上高減少額方式で申請する場合 (詳細は10ページ「別表4」をご覧ください)
申請者に関する書類	A	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月を含む事業年度の確定申告書類等の写し 【法人】「法人事業概況説明書」(法人名、事業年度、月別売上高、兼業割合) 【個人】「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」(氏名、対象年度、収入金額)
施設に関する書類	B	令和3年(2021年)、令和2年(2020年)又は平成31年(2019年)の3月の売上帳簿等の写し
	C	令和4年の3月の売上帳簿等の写し

※ 郵送にて複数店舗を申請する場合の注意点

店舗ごとに⑦～⑭及びB～C(施設に関する書類)をまとめて提出してください。



【宛先】〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局宛

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。

【売上高方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年3月22日(火)から5月2日(月)

【大企業、みなし大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等】

受付期間: 令和4年4月1日(金)から5月2日(月)

【売上高減少額方式で申請される申請者の方へのご注意】

3月31日以前の消印で申請書類を郵送された場合は、申請書(支給額計算書)に記載している令和4年の3月の売上額が確定していないため、送付書類を全て返送させていたが、くることがありますのでご注意ください。

◆よくある質問と回答

質問項目	回答
1 申請方法等に関すること	
① 「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいか。	特措法に基づく休業や営業時間の短縮が、要請されていない時期の営業時間を記載してください。
② 不定休や予約制の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	要請に応じて、時短や休業をされた日が対象になります。昨年又は一昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③ 申請店舗の飲食事業の売上高をもとに協力金支給額を算定することだが、飲食事業の売上高に宅配・テイクアウトサービスによる売上を含めてよいか。	宅配・テイクアウトサービスは特措法に基づく要請の対象ではないため、飲食事業の売上高に含めないでください。
2 対象施設に関すること	
① ホテル・旅館について、飲食店の用に供する部分だけを要請に応じて時短営業を行えば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	宿泊客のみに飲食をさせる場合は、特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。宿泊客以外にも飲食をさせる場合は要請の対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
② 以前は、21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時まで閉店していたような場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に支給要件に該当する営業時間で営業されていた場合は対象になります。昨年又は一昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③ コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、協力金の対象になるのか。	毎年、特定の時期のみ営業を行っていると思われるような場合を除き、令和2年11月から令和4年3月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
3 業種別ガイドラインやステッカーに関すること	
① 「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー」の交付を受けるためには、どこに申請すればよいか。	京都府のホームページを確認の上、申請してください。 https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdnjinsho.html
② 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえるのか。	最寄りの商工会・商工会議所、経済団体、観光協会等で入手いただけます。また、京都会議HPからWEB申込み(パソコン、スマートフォン)も可能です。詳しくは、ホームページ(https://www.kyotokaigi.com/)をご覧ください。
③ 業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、ガイドラインに基づく感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。

◆よくある質問と回答

質問項目		回答
4 支給要件に関すること		
①	要請期間中、全ての日に於いて、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	要請期間中の全ての日に於いて要請に御協力ください。事情により協力開始が遅れた場合も理由書の添付をいただいた上で、協力金の対象としますが、協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じただく必要があります。
②	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の支給対象になるのか。	もともと20時より遅く営業している店舗が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③	要請期間中に既に予約が入っており、その日は、 認証店 が21時以降(認証店以外の店舗 の場合は20時以降)に営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開され、要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただき、支給要件を満たしている場合は、その期間が支給対象となります。
④	通常営業で、月～金曜は21時以前に閉店、土日曜は21時以降も営業していた 認証店 が、土日曜の営業を21時までに短縮すれば、協力金の支給対象となるのか。	要請期間を通して、土日曜の営業を21時までに短縮した上で、酒類の提供を20時30分までに終了していただき、支給要件を満たしている場合は、時短営業に協力いただいた土日曜の営業日数分の協力金を支給します。
⑤	通常営業で、21時に閉店していた 認証店 が、酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮すれば、協力金の対象となるのか。	通常の営業時間が21時の認証店舗が、酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮し、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑥	通常営業で、21時に閉店していた 認証店 が、営業時間を21時(酒類提供を20時30分まで)にすれば、協力金の対象となるのか。	通常の営業終了時間が、20時より遅く21時以前である店舗は、酒類を提供した場合または20時以降も営業した場合、支給対象になりません。酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮した場合のみ、協力金の支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑦	通常営業で、21時に閉店していた 認証店 の要請期間中の営業時間について、「酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮した日」(Q4⑤)と「営業時間を21時(酒類提供を20時30分まで)に短縮した日」(Q4⑥)が混在する場合も、連続して要請に応じていると考えてよいか。	連続して要請に応じただくしているものとします。ただし、各営業日の営業時間について、事前に店頭掲示やHPで周知を図ってください。なお、協力金の支給対象は「酒類を提供せず、営業時間を20時に短縮した日」のみとなります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑧	通常営業で、21時に閉店していた 認証店 が、20時までに時短したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	通常の営業終了時間が、20時より遅く21時以前である店舗は、酒類を提供した場合または20時以降も営業した場合、支給対象になりません。酒類を提供せず、営業時間を20時までに短縮し、支給要件を満たしている場合のみ、協力金の支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑨	通常営業で、22時に閉店していた 認証店 が、営業時間を20時までに短縮したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	21時(酒類提供は20時30分)までの時短要請に協力いただいているため、支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。(P.12「営業時間・支給額対応表」も参照してください。)
⑩	通常営業で、21時に閉店していた 認証店以外の店舗 が、20時までに時短したが、酒類を提供した場合は、協力金の支給対象となるのか。	認証店以外の店舗に対しては、「酒類の提供を行わないこと」を要請しており、これに応じただくしていないため、支給対象になりません。要請に応じなかった日が1日でもある場合、それまでの期間は全て支給対象外となります。
5 その他		
①	合併、法人成り、事業譲渡等により、申請時と売上高参照月(令和3年、令和2年又は平成31年の3月)と事業主体が異なっている場合も、当該参照月を基準に支給単価を算出してよいか。	事業の継続性が認められる場合、過去の売上高を基準に支給単価を算出いただけます。ただし、履歴事項全部証明書等、事業の継続性が確認できる資料の添付が必要です。
②	協力金と他の助成金等(国の雇用調整助成金、家賃支援給付金、事業復活支援金等)の両方を受給することができるのか。	左記助成金等を受給していても、協力金の申請は可能です。ただし、中小企業庁の実施する「事業復活支援金」について、要請期間を含む月の月間事業収入には、受給する協力金の額を加えることとされています。他の助成金等に関する詳細は、制度を所管する組織にお問い合わせください。
③	協力金は課税対象か。	課税対象となります。税の取扱いの詳細については、下記国税庁ホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。 ＜国税庁ホームページ＞ https://www.nta.go.jp/ 『国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(国税庁)』の「4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係 <所得税に関する取扱い>」の「問9-2.《助成金等の収入計上時期の取扱い》」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf